

死刑執行にかかる会長声明

1 平成25年12月12日、東京、大阪の各拘置所において、それぞれ1名に対して死刑が執行された。谷垣禎一法務大臣による4度目の執行である。昨年、2月21日の3名、4月26日の2名、9月12日の1名に続く死刑の執行であって、谷垣法務大臣はこれにより合計8名に対する死刑の執行を命じたことになる。極めて遺憾であり、当会は改めて死刑執行に強く抗議する。

2 言うまでもなく、死刑は、最も基本的な人権である生命に対する権利を否定する究極の刑罰である。死刑判決が誤判であった場合、ひとたび死刑が執行されてしまえば、もはや取り返しがつかない。日本においても、いわゆる免田事件・財田川事件・松山事件・島田事件という4つの死刑確定事件において再審無罪判決がなされており、司法においては誤判の可能性が必然的に内包されていることは明らかである。

また、我が国では、検察側には捜査・公判を行うのに十分な人的・物的資源が保障されているのに対し、被告人・弁護人には死刑求刑事件のような重大事件であっても人的・物的に十分な防御権が保障されているとはいえない。それゆえ、否認事件においてはもとより情状事件においても、死刑判決が下されるか否かの差は僅かな差であることも多い。このことに鑑みれば、十分な防御権が保障されていれば死刑を回避できた可能性のある事例が存在することは、言うまでもない。

日本弁護士連合会が2011年10月7日に採択した人権擁護大会の宣言でも述べられたとおり、死刑は、かけがえのない生命を奪う非人道的な刑罰である。死刑は判決を受けた人が更生して社会復帰するという道を完全に閉ざすものであって、更生と社会復帰の観点から見ると大きな問題をはらんでいる。

今回、大阪拘置所で執行された死刑確定者は、1審から上告審まで殺意を争っていた。また東京拘置所において執行された死刑確定者には、幼少期に受けた虐待が事件の背景に存在しており、複数回再審請求をしていた。今回、この両者に対して死刑を執行したことは、上記死刑制度が抱える問題を全く無視したものであって、甚だ遺憾である。

3 日本弁護士連合会は、昨年2月12日、谷垣法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提出し、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開し、死刑制度に関する世界の情勢について調査のうえ、調査結果と議論に基づき、今後の死刑制度の在り方について結論を出すこと、そのような議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止すること等を求めていた。

また、日本弁護士連合会は、「死刑制度に関する政府の世論調査に関する意見書」を、同年12月4日付で安倍晋三内閣総理大臣に提出し、同月11日付で谷垣禎一法務大臣に提出した。同意見書では、死刑制度に関する世論調査の結果について政府は死刑支持者の割合を過大に評価しており、死刑制度に関する国民の理解に誤解を与えるものであるという意見が述べられている。しかし、同意見書の提出直後に政府は今回の死刑執行に踏み切ったのであって、この点においても甚だ遺憾である。

当会も、再三にわたり、政府に対し、死刑に関する全社会的議論が尽くされるまでの間、死刑執行を停止するよう求めてきた。

しかし、死刑制度そのものの存廃についての公の議論は何ら行われないうままであり、全社会的議論が尽くされているような状況にはない。

このような状況のもとで、再度死刑が執行されたのは、極めて遺憾な事態であり、到底容認できない。

4 当会は、谷垣法務大臣に対し、法務省に有識者会議を設置する等の方策をとることによって、死刑に関する全社会的議論が尽くされるまでの間、死刑執行を停止するよう再度強く求める。

2014（平成26）年1月23日

宮崎県弁護士会

会長 西田隆二